

【年少射撃資格認定のための講習会のお知らせ】

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会を実施します。

- 1 実施年月日
令和2年3月27日（金）午前9時から午後4時まで
- 2 実施場所
秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部第二庁舎1階 聴聞室
- 3 講習科目及び講習時間数
空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法について4時間実施
- 4 受講定員
20人
- 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 1通
 - (2) 写真 1枚
6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で、縦3cm、横2.4cm大
- 6 受講申込み等
 - (1) 申込み用紙の交付
各受付警察署において交付します。
 - (2) 受付期間
土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）を除き、令和2年2月28日（金）から同年3月19日（木）までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、定員20人で締め切ります。
 - (3) 受付場所
住所地为管轄する県内各警察署の生活安全係（秋田県警察本部での受付はしていません。）
- 7 講習手数料
9,800円（受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付してください。）
- 8 その他
 - (1) 年少射撃資格の認定を受けることができるのは、10歳以上18歳未満の方となります。
 - (2) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、講習修了証明書を交付します。

問合せ先：秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課
（営業支援指導係 電話018-863-1111内線3055）
または、県内各警察署生活安全係許認可担当